

令和7年度実施
専門職大学分野別認証評価報告書
(アニメ・マンガ分野)

開志専門職大学

アニメ・マンガ学部

令和8年3月

一般社団法人 専門職高等教育質保証機構

目次

I	分野別認証評価結果	1
II	領域ごとの評価	2
	領域 I	2
	領域 II	5
	領域 III	14
	領域 IV	17
	領域 V	25
III	意見申立ておよびその対応	29
	【別紙】 認証評価委員会	30
IV	参考資料	31
	※自己評価書の現況、特徴、目的・目標ならびに自己評価結果の概要は、原文の内容をそのまま転載しています	

I 分野別認証評価結果

開志専門職大学 アニメ・マンガ学部は、専門職大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、専門職高等教育質保証機構が定める評価基準に適合しています。

【判断の理由】専門職大学評価基準を構成する 21 の基準をすべて満たしている。

- 主な特色ある点として、次のことがあげられます。
 - 在学生在、外部のデザインコンテストにおいて 2023 年、2024 年度と入賞しました。2025 年度には、「MIZUHO ART SPORTS LIMITS 全国学生選手権大会 2025」において優勝、小学館「第 1 回ビッグコミックスペリオール新人作家大賞」において大賞を受賞しました。
 - 新潟市および新潟大学との連携協定（2023 年）に基づく、地域文化資源を生かした「マンガ・アニメのまち にいがた」構想は、新潟の国際的な学術・教育・産業の拠点として発展を目指した協働体制であり、地域創生と人材育成の両立を図る特色ある取り組みです。
 - 文化庁「文化芸術活動基盤強化基金（クリエイター等支援事業）」および経済産業省「地域大学のインキュベーション・産学融合拠点の整備」に係る補助事業に採択され、地域社会との産学官連携の事業に特色があります。
- 主な改善が望ましい点として、次のことがあげられます。
 - 定員未充足については改善の傾向は見られますが、更なる改善努力の継続が望まれます。

II 領域ごとの評価

領域 I 教育課程の目的および学修成果

基準 I-1 教育課程の目的が適切に設定されていること。この目的には、当該教育課程の育成しようとする人材像および個性・特色が明確に示されていること。

【評価結果】 基準 I-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

I-1-1 教育課程の目的が、理念と使命に基づいて、適切に設定されていること。
・教育の理念、目的、養成しようとする人材像が、教育課程に期待される職務遂行能力および関係法令を踏まえて、明確であることを確認する。

開志専門職大学は、実践的な教育を通じて社会に貢献できる人材の育成を目的として2020年に設立され、事業創造学部、情報学部、アニメ・マンガ学部の三学部を擁しています。今回の分野別認証評価の対象は、アニメ・マンガ学部（以下「この学部」とよびます。）で、マンガ分野とキャラクターデザイン分野から構成されています。

建学の精神として「自学・挑戦・創造・貢献」が掲げられています。教育目的は「教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、専門分野における高度で実践的な専門性を身に付けると同時に、変化に対応する能力や生涯にわたり学び続ける力を備え、創造力と実践力をもって、新たな価値の創造を先導する人材を育成することにより、地域、日本、世界の発展に寄与する。（学則第1条）」と定められています。

この建学の精神（理念）と学則に基づき、この学部（教育課程）の教育目的および養成する人材が、下記のように具体的に示されています。

- ・ 職業人としての人間性と教養を身に付け、アニメ・マンガ分野を支える基礎知識と技能、それらに裏付けられた高度かつ専門的な知識と制作技術にもとづく実践力を有する。
- ・ 他分野の物語芸術を探究することや、作品の企画から制作までを俯瞰できる企画プロデュース能力、さらに商業的価値を活かすことで、日本のアニメ・マンガ分野の作品の質、文化的・学問的水準、産業的価値を向上させることに貢献できる。

以上から、専門的知識や技能の修得に加えて、職業意識や人間関係力を重視し、社会や産業と接続した教育理念・目標が明確です。特に、企画から制作までを俯瞰するプロデュース能力の育成や、文化・学問・産業の発展への寄与をめざす姿勢は、専門職大学としての存在意義を明確に示しています。

基準 I-2 【重点評価項目】教育課程に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。

【評価結果】 基準 I-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

I-2-1 単位修得・卒業状況、資格取得等の状況の分析結果をもとに、教育課程に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。

- ・在学中の単位修得状況、進級率、成績評価の分布表等を確認する。
- ・標準修業年限内の卒業率および「標準修業年限 × 1.5」年内卒業率（過去5年分）を確認する。
- ・教育課程の目的および卒業認定・学位授与方針に則した資格の取得者数を確認する。

成績評価については、S、A、B、C、D（C以上が合格）の5段階による絶対評価とGPA制が導入されています。成績評価基準は、学生に毎年配布されるCampus Guideによって周知されています。成績分布表（2024年度）によると、すべての学年でGPA3を中心としてGPA2以上の学生が9割を超えています。成績評価分布に偏りはなく、適切な成績評価が行われているものと判断されます。

成績不良者や体調不良者等に対しては、学びと振り返りシートや学生カルテ等を用いて、教職員が面談を行い、その情報は教職員間で共有され、適切に対処されます。退学者については、教職員による面談後、学生委員会に報告され、教授会を通じて情報共有されます。

卒業状況については、2021年度入学者（1期生）42名のうち32名が2025年3月に卒業しました（標準修業年限卒業率76.2%）。卒業不可者4名、退学・除籍者6名でした。

在学中の外部実践活動の奨励は、専門職大学としての実践的教育の特性を反映しています。学外コンペティションや作品応募の推奨によって、専門職大学として実践的な学修成果が社会的実績に結びついています。在学生が、外部のデザインコンテストにおいて2023年、2024年度に入賞しました。2025年度には「MIZUHO ART SPORTS LIMITS 全国学生選手権大会2025」において優勝、小学館「第1回ビッグコミックスペリオール新人作家大賞」において大賞を受賞しました。

以上から、専門職大学として実践的な学修成果を社会的実績に結びつける努力が積極的に実施されています。

I-2-2 学生による授業評価や学生からの意見聴取の結果をもとに、教育課程に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。

- ・学修の達成度や満足度に関するアンケート調査、学修ポートフォリオの分析調査等、意見聴取の結果等から判断して、学修成果の状況を確認する。

授業評価アンケート結果（2024年度実施）の中で、「カリキュラムの満足度」の設問に対して「満足」「やや満足」を合わせると、1年生67%、2年生74%、3年生86%と高学年ほど満足度が高くなっています。「個々の講義の満足度」の設問に対しても、「満足」「やや満足」を合わせると、1年生85%、2年生82%、3年生87%と全学年で高い水準にあり、全般的に満足度が高くなっています。

学修ポートフォリオは2025年度から導入予定です。2024年度までは、専攻分野ごとに学年末課題等を通じて学修成果が把握されていました。キャラクターデザイン分野では、1年次から3年次まで段階的に作品ポートフォリオを意識した作品制作指導が行われます。マンガ分野では、年次ごとに進級制作作品誌の制作によって、学修成果が把握されています。1年生と4年生は、PROGテスト受験によっても、学生自身が学修成果を確認できます。

学生からの意見を聴取し、学修成果の把握と達成を支援するための個別フォローアップの仕組みが確立されており、個々の学生の、成績だけでなく、適切な履修、学修態度、学修上の困難等が把握され、学生一人ひとりに合わせた指導が行われます。

I-2-3 卒業後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育課程に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。

- ・就職先・進学先の状況、就職率・進学率の状況が、教育課程の目的および卒業認定・学位授与方針に則して妥当なものであること等を確認する。
- ・卒業生の活躍状況、各種コンペティション等の受賞状況等を確認する。

2024年度卒業生32名のうち、民間企業等への就職29名(90.6%)、フリーランス2名(6.3%)、進学1名(3.1%)でした。就職希望者全員が民間企業等の職に就いており、そのうちアニメーション会社等のクリエイティブ系総合職は15名(52%)であり、この学部の目標とする学修成果が概ね達成されています。進学者は、研究生制度を利用し、研究生として在籍しています。

以上のように、卒業生の進路状況等は、養成された創造力や応用的な能力が実社会の競争環境で通用することの証左です。

I-2-4 卒業生、地域および就職先等の関係者からの意見聴取の結果をもとに、教育課程に求められる学修成果が適切に把握され評価されていること。

- ・卒業後一定年限を経過した卒業生からの意見聴取等の結果を踏まえて、学修成果を確認する。
- ・就職先等の関係者からの意見聴取等の結果を踏まえて、学修成果を確認する。

1期生が卒業したばかりの現時点で、卒業生、就職先あるいは地域社会に対する調査は実施されていませんが、2025年度中に、事業創造学部・情報学部において2024年度に実施された「教育改善に向けた企業および卒業生へのアンケート」に即して実施される予定です。

以上の内容を総合して、「領域Iを満たしている。」と判断します。

領域Iの基準について

【優れた点】

- 特にありません。

【特色ある点】

- 在学生在が、外部のデザインコンテストにおいて2023年、2024年度に入賞しました。2025年度には「MIZUHO ART SPORTS LIMITS 全国学生選手権大会2025」において優勝、小学館「第1回ビッグコミックスペリオール新人作家大賞」において大賞を受賞しました。

【改善が望ましい点】

- 特にありません。

【改善を要する点】

- 特にありません。

領域Ⅱ 教育内容・方法

基準Ⅱ-1 アニメ・マンガ分野に新しい作品や価値を産み出す人材育成をめざして、教育課程編成・実施方針が、卒業認定・学位授与方針と一貫性があり、具体的かつ明確であること。

【評価結果】 基準Ⅱ-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-1-1 教育課程編成・実施方針と卒業認定・学位授与方針とが整合的であること。
・教育課程の編成および実施の内容が、卒業認定・学位授与方針に定められた学識、能力や素養を学生に獲得させうるものとなっていることを確認する。

養成する人材像（到達目標）に対応して、下記の5項目の卒業認定・学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が定められています。

- ① 現代社会に必要なコミュニケーション能力や汎用的技能を修得し、職業人としての望ましい心構えや人間性と教養、自立して学習できる能力と態度・志向性を身につける。
- ② アニメ・マンガ分野の芸術表現上の位置づけを理解し、分野を支える基礎となる幅広い知識、技能について論理的に理解するとともにアニメ・マンガ分野を探究する思考力を身につける。
- ③ アニメ・マンガ分野に関する理論に裏付けられた専門的知識と専門的な制作技術のもとに、実務に則した技術を修得する中で、「分野を支える基礎的な知識、技能」の実証を行い、創作に必要な実践的能力を身につける。
- ④ 他分野の物語芸術に対する興味と探究心を有し、作品の企画から制作までを俯瞰できる能力や商業活用能力を修得することにより、アニメ・マンガ分野の応用力と創造力を身につける。
- ⑤ 個別に修得したアニメ・マンガ分野に関する知識や技術・技能、プロデュース能力を総合し、新たな価値の創造に挑むことで、アニメ・マンガ分野の水準を向上させるための思考力を身に付ける。

このディプロマ・ポリシーに基づいて、10項目の教育課程編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が定められています。教育課程における基礎科目、職業専門科目、展開科目および総合科目の科目は、それぞれに対応する形で体系的に配置されており、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとが整合的です。

2025年度生以降に対する新カリキュラムの策定にあたり、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーの項目について一部文言が微修正されました。

Ⅱ-1-2 教育課程編成・実施方針が、①教育課程の編成方針、②教育方法に関する方針、③学修成果の評価方針を具体的かつ明確に示していること。
・教育課程編成・実施方針に上記①～③の各項目に係る記述が含まれているかを確認する。

カリキュラム・ポリシーは、教育課程の編成方針、教育方法に関する方針、学修成果の評価方針を、下記のとおり、具体的かつ明確に示しています。

教育課程の編成方針は、職業人として必要な職業意識と社会的および職業的自立を図る態度と教養を身につけるとともに、生涯学習力や現代社会に関する知識の理解を掲げています。

教育方法に関する方針については、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目と授業科目区分が定められ、講義・演習・実験、実習もしくは実技のいずれか、またはこれらの併用による授業が明示されています。

学修成果の評価方法は、分析観点 I-2-1 に記述しましたように、学生が主体的に履修計画を立てられるよう配慮されており、学修成果の可視化と説明責任が果たされています。

基準Ⅱ-2 アニメ・マンガのクリエイターに求められる基盤的能力の養成をめざして、授業科目の内容・水準が、体系的かつ適切であること。

【評価結果】 基準Ⅱ-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-2-1 アニメ・マンガのクリエイターに求められる基盤的能力の養成をめざす授業科目が体系的に開講され、それらの内容・水準が適切であること。

- ・思考力、分析・判断力、応用力等の養成を目的とした授業科目の開講状況を確認する。
- ・コミュニケーション力を養成するための授業科目が有効に展開されていることを確認する。
- ・職業意識、職業観、職業倫理を涵養する授業科目（科目名と内容）を確認する。

クリエイターに求められるコミュニケーション能力、汎用的技能、職業意識、芸術的教養、法的な知識などの基盤的能力の養成を目的とした科目が必修として体系的に開講されています。各授業の学修目標と計画は、シラバスに記載されており、それぞれの能力を身につけるために具体的かつ適切な内容・水準となっています（シラバスおよび教育研究実績表により確認）。

以上から、基盤的能力を養成する教育課程が構築されています。この体系を学生の成長実感や学修成果データと結びつけるために、2025 年から実施予定の学修ポートフォリオに期待が寄せられます。

基準Ⅱ-3 アニメ・マンガ関連職業の現場で必要とされる専門的知識・技能の養成をめざして、教育課程の編成および授業科目の内容・水準が、体系的かつ適切であること。また、教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、専門職大学設置基準に適合するものであること。

【評価結果】 基準Ⅱ-3 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-3-1 基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う授業科目が、体系的に編成されていること。

- ・基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容を取り扱う科目が、段階的に順次学習できるように、体系的に編成され、教育課程の卒業要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開講されていることを確認する。
- ・実務に必要な専門的知識・技能（物語制作から作品の企画・制作までを俯瞰的に捉えたアニメ・マンガの創作能力）の養成を目的とする科目等がバランスよく展開されていることを確認する。
- ・教育課程の編成、授業科目、卒業要件等が、関係法令や卒業認定・学位授与方針や教育課程編成・実施方針に則して体系的に編成され、教育課程の卒業要件に照らして適当と認められる単位数以上の授業科目が開講されていることを確認する。
- ・入学前の既修得単位の認定を実施している場合には、その実施規定と実施状況を確認する。

基本的な内容、発展的な内容、応用・実践的な内容をそれぞれ取り扱う授業科目が、基礎科目、職業専門科目、展開科目あるいは総合科目として開講され、体系的に編成されています。学則第 44 条に定める卒業要件に定める単位数以上の授業科目が開講されています。特に、講義から演習・実習へと段階的に発展する教育体系は、理論と実践の融合を目標とする専門職大学の理念を具体化しています。物語制作から作品の企画・制作までを俯瞰的に捉えたアニメ・マンガ分

野における創作能力が体系的に育成される内容となっています。

以上から、教育課程の編成、授業科目、卒業要件等は、関係法令やディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーに則して体系的に編成されています。

II-3-2 各授業科目の到達目標が明示され、それらが段階的および体系的な履修の観点から適切な水準となっているとともに、到達目標に即した授業内容となっていること。

- ・各授業科目の到達目標が専門職大学（(アニメ・マンガ分野)に相応しい水準であるとともに、授業科目の内容が到達目標に即したものであることを確認する。

すべての科目シラバスには、学修目標が明示され、それらに即した具体的な授業計画が記載されています。1年次の基礎的な「概論」「基礎演習」から、2年次以降の「作家研究」「制作実務」「デザイン実習」へと学修が進展し、知識の獲得、基礎技術の修得、応用力の養成、専門的な実践力の統合という流れで、目標水準が段階的かつ体系的に編成されています。カリキュラム体系図によって各科目とディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの対応関係が可視化され、学生が主体的に学修計画を立てられるよう配慮されています。

各授業の内容・水準は適切です（教育研究実績表およびシラバスから確認）。シラバス執筆ガイドが作成され、教員に配布されています。

II-3-3 段階的かつ体系的な教育の実施が理解できる資料が学生に周知されていること。

- ・段階的かつ体系的な教育の実施を理解できる資料が、学生に周知されていることを確認する。

Campus Guide には、「授業履修ガイド」として、学位授与の方針、教育課程編成の方針、カリキュラム体系図、教育課程等の概要、年度時間割等の教育課程の計画資料が掲載されており、段階的かつ体系的な教育が理解できます。学年次別オリエンテーションを通じて、授業履修に関する説明が行われ、教育課程が理解・周知されています。特に、ディプロマ・ポリシーから時間割に至るまでを一貫して示す構成は、理解度や意欲を可視化し、学生の学修設計に活かす仕組みとして有効です。

基準 II-4 臨地実務実習の管理運営体制が整備され、教育課程の人材育成目標に則して適切に運用されていること。

【評価結果】 基準 II-4 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

II-4-1 臨地実務実習について、アニメ・マンガ分野関連企業等の実習先の選定、実習内容および成績評価等に関する管理運営体制が整備され、実施されていること。

- ・臨地実務実習先の決定方法や実習内容を確認する。
- ・臨地実務実習の成績評価結果を確認する。
- ・実務実習先の実務指導者と教育課程の担当教員との間で、実務内容の改善に向けた協議やその結果の反映状況について確認する。

臨地実務実習委員会を中心とした運営体制が整備され、実習先の確保、実習計画の策定、実習中の指導・トラブル対応、および評価の実施まで、一連のプロセスが実施されています。臨地実務実習ノートおよび日報、アフターレポート等を用いた指導が行われています。実習先の選定・確保は、科目チームが中心となって計画的に行われ、委員会で定期的に報告・審議されます。2024 年度の臨地実務実習先一覧によれば、アニメ・マンガ分野関連企業等（新潟アニメーション、ユーフォーテーブル株式会社、アクアスター、ガタケット等）を含む 63 事業所の実習先で

実施され、合計 414 名の学生が実習を履修しました。

各実習先の指導者が成績評価（実習先からの評価 50%）を実施しており、実習科目を通じた産業界の反映として、卒業要件に実務経験の組み込みによって企業の視点が明確に盛り込まれています。臨地実務実習成果報告会（年度末に実施）において、成果物の展示・報告によって、実習成果が確認され、対外的に公開する場が設定されています。

以上より、臨地実務実習における計画・実施・評価の一連の管理体制が整備されています。特に、臨地実務実習委員会を中心とした運営体制は、実習の質保証に有効に機能しています。

基準Ⅱ-5 教育課程の人材育成目標を反映した適切な授業形態（講義、演習、実習等）と学修指導方法が、卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して、採用されていること。また、インターンシップや客員・外部講師などアニメ・マンガ分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていること。

【評価結果】 基準Ⅱ-5 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-5-1 授業科目の区分、内容および到達目標に応じて、適切な授業形態（講義、演習、実習等）と学修指導方法が採用され、授業の方法および内容が学生に周知されていること。

- ・授業の内容および方法等が、専門職大学設置基準等各設置基準の規定を満たしており、それらが学生に周知されていることを確認する。
- ・少人数による双方向的・多方向的な授業方法、事例研究、現地調査などの実践的な教育が実施されていることを確認する。
- ・ひとつの授業科目について同時に授業を受ける学生数が、授業の方法および施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適切な人数となっていることを確認する。
- ・連携開設科目、昼夜開講制、共同教育課程、国際連携学科等が実施されている場合には、それらの実施状況を確認する。
- ・多様なメディアを利用した授業の実施状況を確認する。

科目の特性に応じて、講義、演習、実習等の形態が適切に採用され、その詳細はシラバスによって学生に周知されています。1 クラス 40 名を上限とする運用が明文化され、教務委員会がガイドラインを整備するなど、教育現場の実情に即した柔軟かつ透明性の高い体制が構築されています。特に、クラス規模への配慮として、演習や実習の教育の質を確保するために、「40 人を若干上回るクラスの扱いについて」の取り扱いが審議され、超過人数が数人程度であっても、学習支援員が配置され、教育の質や学生との対話の質を維持する工夫が図られています。

CAP 制についても、学則第 29 条に定められており、学生の学修負担を適切に調整する履修管理体制が確立しています。

以上により、専門職大学設置基準に基づき、適正な授業規模の維持と教育の質保証が図られています。カリキュラム体系図やシラバスの公開を通じて、学修計画の見通しが明確化され、学生に周知されています。

Ⅱ-5-2 インターンシップや客員・外部講師などアニメ・マンガ分野関連機関と連携した教育上の工夫が行われていること。

- ・インターンシップの実施状況およびアニメ・マンガ分野関連機関からの客員・外部講師の招請状況を確認する。

「企画プロデュース概論」、「物語芸術 Workshop」等の企画・演出系科目では、制作現場におけ

る企画発想・チームマネジメント・産業構造の理解が重視されており、創作・制作・流通の一体的理解を支える教育設計となっています。「キャラクターイラスト実習」「透視図法基礎」等では、実務家講師による実技指導や集中講義が実施されています。

臨地実務実習（インターンシップに相当）の実施や、業界の第一線で活躍する専門家を招聘した授業が多数行われており、分野関連機関と連携した実習が展開されています。2024年度の臨地実務実習先は、アニメ制作会社（ユーフォーテーブル有限会社、株式会社オー・エル・エム、株式会社ピエロ）、コンテンツ制作会社（株式会社アクアスター、株式会社ガタケット、株式会社マンガタリ）、地域文化施設（新潟市マンガ・アニメ情報館、リュートピア）など、63事業所の多様なアニメ・マンガ分野関連機関が確保されています。

以上より、アニメ・マンガ分野における臨地実務実習や外部専門家の招聘を通じた教育実践は、学生に現場の感覚や最新の制作手法を直接体得させる機会となり、実務と教育の接続という専門職大学の理念に即した取り組みです。文化庁「文化芸術活動基盤強化基金（クリエイター等支援事業）」による国際的なクリエイター育成に期待します。

II-5-3 単位の実質化への配慮がなされていること。

- ・ 1年間の授業を行う期間（定期試験等を含む）が、35週確保されていることを確認する。
- ・ 各授業科目が8週、10週または15週にわたる期間を単位として行われていることを確認する。
- ・ 各授業科目において、授業時間外の学修を促す措置が行われていることを確認する。
- ・ 履修登録科目に関する単位数の上限設定（CAP制）が実施されている場合には、それらの実施状況を確認する。

4学期制が採用され、一つの科目に集中して取り組めるように配慮されています。授業時間と単位数は、講義および演習15時間（残りの30時間分を授業時間外の学修）をもって1単位、実習および実技30時間をもって1単位とします。これらの措置は、質の高い学修を行うために、授業の実施と個別の学修時間を適切に確保・管理するための配慮であり、単位の実質化が配慮されています。授業時間外の学修時間確保の明確化、授業形態に応じた学修時間の基準設定、および履修単位数の上限設定（CAP制、学則第29条）により、単位の実質化が図られています。

以上のように、シラバスにおける「準備学習」欄を通じて授業時間外学習が明示され、CAP制による履修制限の設定は過度な負担を防ぎ、学修成果の向上に寄与しています。

II-5-4 社会人入学者、留学生等、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われていること。

- ・ 社会人入学者、留学生等、多様な学修歴や職業歴をもつ学生に配慮した学修指導が行われていることを確認する。
- ・ 科目等履修生制度が実施されている場合には、その実施状況を確認する。

外国人留学生選抜が設定されています（学則第17条第3項）。留学生選抜には、全体の学習成績の状況（評定平均値）や卒業年度の条件はなく、全国どこからでもオンライン面接で受験が可能です。出願書類（志願者自身が作成した「絵」の提出）による選考および面接試験の結果を総合して入学者が決定されます。入学資格の個別審査では、学校教育法施行規則第150条第7号に基づき、個別の審査で入学資格を認められた者が出願可能です。外国人留学生の出願資格として、日本語能力試験（JLPT）N2以上または日本留学試験（EJU）の日本語科目の読解・聴解・聴読解において200点以上に相当する日本語能力を有し、入学後の生活および学業に支障がないことが求められます。入学後は、学習支援センターによる色彩ワークショップと日本語学修支援が実施されます。

社会人入学の対象枠は特に設定されていませんが、希望があった場合は既卒者として総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜によって受験することができます。既卒者の受験は毎年数件ありますが、社会人入学生（職務経験を有し履修条件の配慮が必要な学生）の応募は、学部開設（2021年度）以来、ありません。社会人入学枠は現時点で実質的には設けられていませんが、専門職大学の社会連携機能の観点から、キャリア転換や再教育を志す社会人層への門戸拡大が期待されます。

基準Ⅱ-6 教育課程編成・実施方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳格に実施され、単位が認定されていること。

【評価結果】 基準Ⅱ-6 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅱ-6-1 成績評価基準が、卒業認定・学位授与方針および教育課程編成・実施方針に則して定められている学修成果評価の方針と整合性をもって、組織として策定されていること。

・成績評価基準については、評語（A、B、C等）を適用する際の科目の到達目標を考慮した判断の基準について組織として定めたものを確認する。

学則第35条および細則に基づき、成績評価基準と単位認定基準が整備されています。成績評価は、S、A、B、C、D（C以上を合格）の5段階で行われ、担当教員による絶対評価が採用されています。履修・試験・成績評価に関する細則は、Campus Guideによって周知されています。

教務委員会による定期的な確認と情報共有の体制によって、成績評価の公正性・一貫性が担保されています。この評価体系は、ディプロマ・ポリシーおよびカリキュラム・ポリシーに照らして学生の到達度を明確に示しており、学修成果評価の方針と整合性をもって組織的に策定されています。

Ⅱ-6-2 成績評価基準が学生に周知されていること。成績評価にあたり、平常点等の試験以外の考慮要素の意義や評価における割合等が学生に周知されていること。

・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知が図られていることを確認する。

成績評価に関する基本的な基準は、開志専門職大学履修・試験・成績評価に関する細則（Campus Guideに掲載）によって学生に周知されています。この基本的な基準に加えて、シラバスには各科目の成績評価方法が記載されています。また、実習日誌による報告（実習の取り組みや実習メモ）が成績に反映されます。特に、GPA制が導入され、学生自身が学修成果を客観的に把握できる仕組みが整備されています。

以上から、成績評価に関する基本的な方針は、Campus Guideに公開されるとともに、シラバスには、各科目の評価方法、平常点などの考慮要素、およびその割合が記述され、学生に周知されています。

Ⅱ-6-3 成績評価基準に則して各授業科目の成績評価や単位認定が客観的かつ厳正に行われていることについて、組織的に確認されていること。

・学修成果の評価方針に照らして成績評価の分布の点検を組織的に実施していることを確認する。
・GPA（Grade Point Average）制度を実施している場合には、その目的や実施状況を確認する。
・個人指導等が中心となる科目の場合には、成績評価の客観性を担保するための措置について確認する。

全学生のGPAに関する統計データでは、その分布に大きな偏りがなく、適切に成績評価が行われているものと判断されます。GPAの統計的な把握、全学共通ルールの適用、卒業要件となる重要科目における複数教員による審査など、成績評価の客観性と厳正さを担保するための組織的な確認体制と運用ルールが、下記の通り構築されています。

- ① 点数区分、評価区分（S～D）、GP（グレード・ポイントおよび到達目標（基準）と評価の関係が明確に定められ、評価のバラつきを防ぐ統一的な基準が設定されています。
- ② 累計GPA値分布表が作成され、学年ごとのGPA分布が組織として把握されています。これらにより、特定の学年や科目で極端な成績集中や評価のバラつきがないかを確認するモニ

タリング体制が機能しています。

- ③ 4年次の必修科目「総合制作研究実習 I/II」では、担当教員による評価に加えて、主査・副査による複数評価体制が導入され、中間報告会や卒業展示を通じて評価の客観性が担保されています。

II-6-4 成績評価に対する異議申立て制度が組織的に設けられていること。

- ・成績評価に関する異議を受け付ける窓口、受付後の対応の手順等について確認する。
- ・申立ての内容およびその対応、申立ての件数等について確認する。
- ・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）が、検証できる状況にあることを確認する。

成績評価に対する異議申立て制度は、成績発表日から1か月の異議申立て期間が設定され、学生に周知されています。しかしながら、科目担当教員へ直接問い合わせるシステムとなっており、事務の窓口等を介した制度とはなっていません。担当教員への直接の問い合わせによる運用は、双方向的な教育関係の構築に寄与する効果が期待できる一方で、担当教員に直接申し立てることに精神的な重圧を感じる学生に対する配慮が望まれます。（令和7年11月に窓口が事務局に変更されたことを訪問調査時に確認しました。）

II-6-5 他の大学等において修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定が定められていること。

- ・他の大学等において修得した単位や入学前の既修得単位や実務経験を通じた実践的能力の修得等の単位認定に関する規定が法令にしが定められていることを確認する。
- ・編入学や秋入学への配慮、国内外の大学等との単位互換・交換留学制度の実施、ダブル・ディグリー制度の導入等の取組を行なっている場合には、それらの実施状況について確認する。

他大学（短期大学を含む）で修得した単位は、申請により教務部会・教授会の審議を経て、この専門職大学の科目の単位と読み替えて認定されます。

他の大学等で修得した単位や入学前の既修得単位等の認定に関する規定によって、①入学前の既修得単位認定制度の存在、②編入学における単位認定、③特殊なケースにおける単位認定の運用、④単位認定の組織的な検討プロセスが定められています。これにより、他大学等で修得した単位の認定に関して、上限単位数、申請条件、手続き、および組織的な審査（教務部会・教授会）を含む明確な規定が定められ、運用されています。

他大学からの編入・再入学の申請者（科目等履修生の申請を含む）に対しても、知識・技能のみならず、専門職大学として重視する実践的な規範意識や態度形成を目的とした科目の履修が求められます。

基準II-7 卒業要件が卒業認定・学位授与方針に則して策定され、公正な卒業認定が実施されていること。

【評価結果】 基準II-7を満たしている。

評価結果の根拠・理由

II-7-1 卒業要件が、卒業認定・学位授与方針に則して、組織的に策定されていること。

- ・卒業要件が組織的に策定され、専門職大学設置基準等が定める要件と整合的であることを確認する。

学位授与・卒業要件は、専門職大学設置基準に基づき、学則第44条に規定されています。すなわち、学生が卒業要件として定められた「所定の単位」を修得するためには、各科目の成績が基準を満たして「合格」（C以上）と認定される必要があります。また、卒業の判定手順は、「教授会の議を経て学長が卒業を認定する。（学則第44条）」と定められています。

学生表彰制度が、卒業判定と併せて運用されており、学修成果を正當に評価し、学修意欲を高める仕組みとして特色があります。

II-7-2 卒業要件が学生に周知されていること。

- ・学生に対して、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により周知が図られていることを確認する。

卒業要件は、学生が日常的に閲覧する文書（Campus Guide 等）およびガイダンス資料に明記され、周知されています。毎年度初頭の学生向けオリエンテーションでも説明されており、ホームページにも公開されています。

II-7-3 卒業要件に則して、卒業認定が実施されていること。

- ・卒業認定について、卒業要件を適用する手順どおりに実施されていることを確認する。

卒業要件として「大学に4年以上在学すること。」「修業年限は4年であり、8年を超えての在学はできないこと。」「基礎科目群、職業専門科目群、展開科目群、総合科目群の4つの科目群から、それぞれ所定の必要単位数を修得し、その合計単位数に達すること。」が定められています。この卒業要件に則して適切な卒業認定が実施されています。第1期生の卒業認定に際しては、臨時教授会の審議を経た上で学長が認定しており、制度運用の厳正さと透明性が確保されています。

基準 II-8 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。また、教育課程連携協議会が、定期的開催され、機能していること。

【評価結果】 基準 II-8 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

II-8-1 産業界・地域社会と連携した教育課程の編成が進められていること。

- ・産業界・地域社会と連携する体制を確認する。
- ・教育課程の開発・開設が、産業界・地域社会と連携しつつ進められていることを確認する。

教育課程の開発・開設は、産業界や地域社会との連携のもとで進められています。新潟市および新潟大学との連携協定（2023年）に基づく、地域文化資源を活かした「マンガ・アニメのまちにいがた」構想は、新潟の国際的な学術・教育・産業拠点として発展をめざした協働体制であり、地域創生と人材育成の両立を図る特色ある取り組みです。これに関連して、経済産業省「地域大学のインキュベーション・産学融合拠点の整備」に係る補助事業も、特色ある取り組みです。

II-8-2 教育課程連携協議会について、その構成員が適切であり、定期的開催され、機能していること。

- ・教育課程連携協議会の構成員、開催状況および議事録を確認する。

教育課程連携協議会は、産業界、地域社会、および大学関係者によって適切に構成されています。すなわち、教育課程に係る職業従事者や当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者（産業界）、地方公共団体の職員（地域社会）および学長が指名する教員（大学）等が含まれています。構成員名簿（2021年度～2024年度）によれば、産業界・専門機関からは株式会社トムス・エンタテインメント（執行役員 制作本部長）、一般社団法人日本動画協会（人材育成委員会 副委員長）、株式会社CLAP（代表取締役プロデューサー）、コミティア実行委員会（会長）など、アニメ・マンガ分野の第一線で活躍するプロデューサーや団体関係者が含まれています。地域社会からは、新潟市文化スポーツ部（文化政策課 部次長/理事）など自治体の職員が参加しています。

専門職大学からは、学部長・教授、学部長代行・教授など専任教員が委員長および委員を務めています。

以上から、構成員は適切であり、年度2回定期的に開催され、教育課程の編成と改善について具体的な議論が行われ、大学の運営に関与しています。

以上の内容を総合して、「領域Ⅱを満たしている。」と判断します。

領域Ⅱの基準について

【優れた点が確認できる取組】

- 特にありません。

【特色ある点】

- 臨地実務実習先の指導者が成績評価（実習先からの評価50%）を実施しており、実習科目を通じた産業界の反映として、卒業要件に実務経験の組み込みによって企業の視点が明確に盛り込まれており、特色があります。
- 学生表彰制度は、学修意欲を高める仕組みとして特色があります。
- 新潟市および新潟大学との連携協定（2023年）に基づく、地域文化資源を活かした「マンガ・アニメのまち にいがた」構想は、新潟の国際的な学術・教育・産業拠点として発展をめざした協働体制であり、地域創生と人材育成の両立を図る特色ある取り組みです。
- 文化庁「文化芸術活動基盤強化基金（クリエイター等支援事業）」および経済産業省「地域大学のインキュベーション・産学融合拠点の整備」に係る補助事業に採択され、地域社会との産官学連携の事業に特色があります。

【改善が望ましい点】

- 成績評価に対する異議申立ては、科目担当教員へ直接問い合わせるシステムとなっておりますが、担当教員に直接申し立てることに精神的な重圧を感じる学生に対する配慮が望まれます。（令和7年11月に窓口が事務局に変更されたことを訪問調査時に確認しました。）

【改善を要する点】

- 特にありません。

領域Ⅲ 教育研究実施組織

基準Ⅲ-1 教育研究実施組織が、教育課程の目的に則して、適切に構成され、教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。

【評価結果】 基準Ⅲ-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅲ-1-1 教育研究実施組織が、教育課程の目的に則して、適切な構成となっていること。
・教育研究実施組織が、教育課程の目的と整合性があることを確認する。

博士号等の学位や著書および学術論文等の研究業績、大学等における豊富な教育実績、社会および企業等における実務実績を有する専任教員が配置され、学術的基盤と専門的実践の両立が図られています。

学部運営を支える事務組織については、学務部（教務担当・学生担当）、社会連携推進部（産官学連携担当・臨地実務実習担当）、総務部（施設管理担当）が設置され、効率的な事務運営体制が構築されています。

この状況は、学校法人新潟総合学院事務組織規程および 2025 年度開志専門職大学組織図で確認され、教育研究実施組織は教育課程の目的に則して適切な構成となっています。

Ⅲ-1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること。
・専門職大学設置基準等各設置基準に照らして、基幹（専任）教員、実務家（実務の経験を有する教員、研究能力を併せもつ実務家教員等）が適切に配置されていること。
・必要基幹（専任）教員数のおおむね4割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（実務の経験等を有する基幹（専任）教員）が配置されていること。
・下記の各号のいずれかに該当する者が、実務の経験等を有する基幹（専任）教員のうち専門職大学設置基準第三十五条が定める数以上配置されていること。
① 大学において教授、准教授、基幹教員としての講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者
② 博士の学位、修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者
③ 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

教員組織の編成については、アニメ・マンガ分野における教育上・研究上・実務上の優れた知識、能力および実績を有する教授8名、准教授4名、講師4名、助教2名が配置され、専任教員は計18名です。実務家教員は14名（実専13名、みなし専任1名）が確保されており、必要基幹教員数(10名)に対する40%以上(4名)の配置要件が達成されています。

バランスの取れた職位構成となっており、産業現場の知見と学術的探究が相互に補完し合う教育環境が形成されています（教育研究実績票およびシラバスで確認）。

基準Ⅲ-2 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること。

【評価結果】 基準Ⅲ-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅲ-2-1 教授会等が、教育研究活動等に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っており、教育研究活動等に係る責任の所在が明確になっていること。

- ・ 教員研究実施組織における責任体制を確認する。
- ・ 教授会等について、構成、責任体制、審議事項、権限委任事項、開催頻度等を確認する。

教授会が、学生の入学・卒業、学位授与、教育研究の基本方針など重要事項を審議しており（教授会規程）、教育・研究活動の根幹を担う組織として機能しています。全学的な事項は、総務会（学長が議長）で審議され、学部レベルでは学部長が議長を務める教授会が責任を負っており、責任の所在は明確です。

また、教務委員会や臨地実務実習委員会など各専門委員会の委員長も学長が指名しており、所掌事項の責任体制が確立されています。

基準Ⅲ-3 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、教職員の管理運営に関する能力を向上させる取組が実施されていること。

【評価結果】 基準Ⅲ-3 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

Ⅲ-3-1 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制が確保されていること。

- ・ 管理運営のための組織の責任体制と事務組織の関係を確認する。
- ・ 管理運営に係る合議体にて、教員と事務職員が構成員として参加していることを確認する。

各種委員会委員には教員および事務職員が選任され、両者が連携して運営にあたる管理運営が行われています。各委員会には、その事務内容を所掌する事務組織が規程で定められており、教員と事務職員の役割分担と連携体制が確保されています。

教員は教育課程や実習計画等の専門的・審議的な役割を担い、事務職員は教務・学生支援・臨地実務実習など各種委員会への参画によって、実効性あるガバナンス体制が構築されています。小規模組織の利点を活かして、教職員の距離が近く、教職協働が実現しています。

Ⅲ-3-2 管理運営に従事する教職員の能力の質向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）が実施されていること。

- ・ SD の実施内容・方法および実施状況（参加状況を含む。）を確認する。

管理運営能力向上のためのスタッフ・ディベロップメント（SD）は、年間5回の開催を基本として継続的に実施されています。FD・SD委員会がSD研修の運用責任を担っており、研修テーマには「開志専門職大学事務局職員としての働き方」「分野別認証評価」「著作権」など、大学運営や質保証に直結する専門性の高い内容が盛り込まれています。

ただし、参加状況の資料によると、参加者が全職員数の60%台にとどまっている場合が散見されますため、より多くの職員の参加を促す取り組みが期待されます。

以上の内容を総合して、「領域Ⅲを満たしている。」と判断します。

領域Ⅲの基準について

【優れた点が確認できる取組】

- 特にありません。

【特色ある点】

- 特にありません。

【改善が望ましい点】

- 特にありません。

【改善を要する点】

- 特にありません。

領域Ⅳ 教育研究環境

基準Ⅳ-1 教育研究環境の維持向上のために、入学者受入方針に則して入学者の受入が適切に実施され、在籍者数および実入学者数が、収容定員および入学定員に対して適正な数となっていること。

【評価結果】 基準Ⅳ-1 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-1-1 入学者受入方針に沿った体制・方法が採用され、入学者選抜が公正かつ適正に実施されていること。

- ・入学者選抜実施体制の整備状況（組織の役割、構成、意思決定プロセス、責任の所在等）を確認する。
- ・入学者選抜方法が入学者受入方針に適合していることを確認する。
- ・入学者選抜の実施方法および実施時期に関して、早期卒業して入学しようとする者および飛び入学しようとする者に対して適切な配慮がなされていることを確認する。
- ・社会人等の多様な人材が入学者選抜を受験できるように配慮されていることを確認する。
- ・障害のある者に対して特別措置等を行っていることを確認する。

入学者選抜は、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、公正かつ適正に実施される体制と方法が採用されています。すなわち、合否判定は「第1次合否判定会議（学部）→第2次合否判定会議（学長最終決定）」の二段階判定方式によって行われます。選抜体制としては、入学者選抜の企画・研究を行う入試・広報委員会と、実施運営の最終責任を負う試験実施本部が設置され、合否判定は第1次・第2次合否判定会議を経て最終的に学長が決定します。

選抜方法は、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜など多様な入試区分が設けられており、それぞれ出願書類評価や学力検査に加え、面接、プレゼンテーション、口頭試問、面接試験資料（志願者自身が作成した「絵」や「スケッチ」等を提出）などにより、志願者の能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価します。

不正行為への対処、遅刻者の取り扱い、面接における基本的人権を侵害する質問の回避など、公正かつ円滑な実施のための具体的な措置が、要項として定められています。面接試験において、自作作品を用いて志願者の表現力や創造性を評価する方式が行われ、採点基準等も適切に整備されています。

IV-1-2 収容定員に対する在籍者数の割合が適正であること。

- ・過去5年間の収容定員に対する在籍者数（原級留置者および休学者を含む）の割合を確認する。
- ・上記の割合が継続的に不適正（収容定員数の±10%を超える）となっている場合は、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

収容定員320名に対して、2025年5月現在の在籍者数は237名（収容率74.1%）に留まっています。収容定員に対して在籍学生数が充足されていないものの、2021年度の学部創設当初の収容率52.5%から2025年度には75%にまで上昇しています。創設当初からの収容率向上は一定の成果ではありますが、更なる取り組みが求められます。

安定的な定員確保に向けては、広報活動、入試制度の改善、入学後の満足度向上、地域・産業界との連携による魅力発信等の戦略的展開が求められます。

IV-1-3 入学定員に対する実入学者数の割合が適正であること。

- ・過去5年間の入学定員に対する実入学者数の割合を確認する。
- ・上記の割合が継続的に不適正（入学定員数の±10%を超える）となっている場合は、適正化を図る取組がなされていることを確認する。

開学以来、文部科学省設置計画履行状況等調査結果の指摘事項（改善）には「教育内容の充実等を通じ、入学定員未充足の改善に努めること。」と記述されており、これに対する対応状況についても、取り組みが求められます。

2025年度入学試験結果は、志願者数累計85名、受験者81名、合格者75名、実入学者67名でした。学部広報・入学試験広報の活動により、受験者数は入学定員数80人を超えています。合格者中の実入学率は、2021年度95%でしたが、その後2025年度まで80%台で推移しています。

この入学定員未充足の状況を改善するために、ホームページやSNSのアクセス分析、メディア掲載状況、進学説明会参加状況を検証し、入試制度や広報手法の見直しが行われています。具体的な施策の一つとして、主体的に広報活動に協力する学生団体「学生ブランドアンバサダー」が組織され（2023年度）、学生目線による情報発信の構築に取り組んでいます。ブランドアンバサダーにはSNS発信やオープンキャンパス協力の依頼とともに、自主企画として学部祭「星藍祭」の開催、学修・学生生活に関する学部パンフレットの作成などを通じた学部広報が行われています。

さらに、オープンキャンパスの実施や高校への出張授業も継続的に推進・拡充されており、入学定員未充足に関する解決努力が成果につながっていることが窺えます。今後も定員充足への改善努力の継続が望まれます。

基準IV-2 教育研究実施組織および教育課程に対応した施設・設備（ICT環境、バリアフリー化等を含む。）ならびに図書、学術雑誌等の教育上必要な資料が整備され、有効に活用されていること。

【評価結果】 基準IV-2を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-2-1 教育研究活動等を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されていること。

- ・必要な種類、規模、質および数の講義室、演習室、自習室、図書室、教員室その他の施設が備えられていることを確認する。
- ・図書等の資料が系統的に整備され、活用できる状態になっていることを確認する。
- ・施設・設備について、学生および教員等の利用に支障がないように配慮されていることを確認する。

主な活動拠点である古町ルフルキャンパス（10・11階）には、実験・実習室や情報処理学習室などの専門制作施設に加え、キャリアセンター、学習支援センター、学生自習室等の学生サポート施設が配置されています。教員の研究環境として研究室や新潟視覚芸術研究所（RIVNA）が整備されており、専門教育を補完する施設として約30,000冊のコミックを所蔵する「アニメ・マンガ図書館」が設置されています。専門分野に特化した蔵書・データベースの利用も可能です。

これらの施設・設備は、学生の制作・発表（プレゼンテーションルーム、シアタールーム）や、卒業要件である600時間以上の臨地実務実習を可能にする実践的な学習環境の基盤として整備されています。

以上から、教育研究活動に必要な施設・設備が整備され、それぞれ有効に活用されています。

IV-2-2 施設・設備における安全性が配慮されていること。

- ・施設・設備の耐震化については、評価実施年度の耐震化率を確認する。耐震基準を満たしていない場合は、その理由と改善のための計画について確認する。
- ・施設・設備の老朽化に対する対応状況について確認する。
- ・防犯カメラの設置等、安全・防犯面への配慮を確認する。
- ・施設・設備のバリアフリー化について、障害のある学生等の利用者が円滑に利用できるよう配慮がなされていることを確認する。
- ・施設・設備について法令上の要件が課されている場合は、適切な管理運営の状況を確認する。

この学部（古町ルフルキャンパス）が入居している古町ルフルは、1981年6月1日から施行された新耐震基準を満たしており、耐震化率は100%です。古町ルフルは2021年に竣工された施設で、現時点で施設・設備の老朽化の問題はありません。

防犯については、10階フロアロビーに受付が配置され、必要に応じて入館者の確認を行っています。古町ルフル10階フロア出入口およびロビー、フロア内各所には監視カメラが設置され、モニタリングは事務局で行っています。夜間の安全・防犯対策は、機械警備によって行われています。さらに、古町ルフルキャンパス構内受付にはAEDが設置され、安全への配慮が講じられています。防犯や安全に対する訓練も定期的実施されています。

古町ルフルの設備は、段差解消、車椅子対応エレベーター設置、バリアフリースイッチ設置など障害のある人々にも配慮がされています。

IV-2-3 教育研究活動等を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されていること。

- ・教職員および学生が授業内外において簡単にインターネットに接続できる環境の整備状況を含め、教育課程の遂行に必要な ICT 環境の整備状況や活用状況を確認する。
- ・ICT 環境の整備充実に向けた取組に加え、これらを維持・管理するためのメンテナンスやセキュリティ管理が行われているかについて確認する。

キャンパスプラン（学務システム）、WebClass（授業支援システム）、MyID（学生証アプリ）の3種類の ICT 環境が整備され、活用されています。キャンパスプランは、学生・教員・職員の情報一元管理、履修・成績管理、休講・補講連絡、各種申請（施設予約など）に利用されます。WebClass は、授業資料の配布、レポートやテスト形式の課題の出題・提出・採点、成績管理など授業運営を支援します。MyID は、講義室のビーコン端末と連携し、学生各自による出席登録に使用されます。

セキュリティ体制としては、外部委託による脆弱性診断、標的型メール訓練、情報セキュリティ監査などが実施され、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)体制の構築や特定基準の策定を進めることで、情報セキュリティレベルの維持・向上が図られています。

総務部・学務部による管理体制と専門業者との連携により、ICT 環境の安定運用とセキュリティ確保が図られています。

IV-2-4 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学修環境が整備され、効果的に利用されていること。

- ・自主的学修環境の整備状況については、その環境を必要とする学生が効果的に利用できるような状態になっていることを確認する。

学生自習室（1室）、学生控室（1室）、グループ討議が可能な実験・実習室（6室）が自主的学修スペースとして整備されています。実験・実習室は、授業時間外には学生自身の作品制作等の作業にも利用されます。この他、自習可能な環境として、図書貸出・閲覧コーナーの机と椅子（43席）が整備されています。ロビーおよび11階図書貸出・閲覧コーナーは、昼食や休憩、談話のほか、グループ討議や自主学習が可能なスペースとして活用されます。学生控室には、印刷・コピー等のための学生用複合機や、視聴覚ソフトを視聴可能なDVD再生機（5台）が設置されています。

授業時間外は 20 時までキャンパス内で自習が可能です。PC 等を用いた作品制作や課題制作のために情報処理学習施設および実験・実習室を、利用申請によって、20 時まで使用することができます。夜間における学生の自主的学修環境については、学部助手を中心として点検連絡員との管理体制が設置されています。PC ルームは 18 時半以降、その他の教室は 20 時以降が時間外使用と規定され、授業時間外の使用（施設等時間外使用台帳への記入あるいは PC 使用申請書の提出）も可能です。20 時以降の使用（卒展準備など特別な理由）には、教員と一緒に残る必要があり、教員のサインをもって終了確認を行うなど、安全管理を徹底した夜間利用の管理が行われています。

以上のように、学生の自主的学修環境は整備されており、利用状況や学生の満足度も高くなっています。

基準IV-3 教育研究活動等を支える施設・設備を運用するための財政基盤が確立され、管理運営体制が整備され機能していること。

【評価結果】 基準IV-3 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-3-1 教育研究活動等を支える施設・設備を運用するために必要な予算を配分し、経費が執行されていること。
・過去 5 年間の予算・決算の状況を確認する。

この学部の開設（令和 2 年度）に伴い、管理用機器備品や教育研究用機器備品の取得に資金が投入されました。施設・設備の維持・運用費（修繕費など）や図書購入費にも予算が割り当てられています。令和 3 年度の設備投資では、教育研究用機器備品とソフトウェア支出が予算を大幅に超過しました。各年度で予算の増減はあるものの、施設・設備の運用に必要な経費は確保され、適切に執行されています。

法人事務局総務部が大学の財政管理運営責任を担っており、施設・設備については法人事務局総務部が予算を作成し、大学事務局へ分配します。大学事務局には総務部、学務部、入試広報部、社会連携推進部が配置され、割り当てられた予算は、それぞれの部局に次のように配分されます。施設・設備と教員の研究費は総務部、教育活動は学務部、入試関連および広報は入試広報部、社会連携推進と助成金取得活動は社会連携推進部が担当します。

学部において特別な予算が各部局の予算を超えて必要となった場合には、法人事務局内での稟議回覧・承認を経て理事会で審議され、当該予算が配分される体制となっています。

以上のように、財政管理運営は法人事務局総務部を中心に体系的に行われ、予算配分の権限と手続きが明確に定められています。学部ごとの教育・研究・広報・連携活動に応じて予算が適切に配分され、特別予算にも柔軟に対応できる仕組みが構築されています。

IV-3-2 施設・設備の管理運営組織が、適切な規模と機能を有していること。
・管理運営のための組織の状況について、規模や機能状況を確認する。

施設・設備管理は、法人事務局と大学事務局総務担当部門（総務部）が中心となり、管理・運営されます。管理運営の主な機能としては、法人事務局が施設の立地計画や工事の入札・請負契約など、法人全体の重要な決定と契約を統括します。総務担当は、日常管理として施設管理、防火・防災、危機管理、教職員の備品管理、情報セキュリティ管理、および図書館設備管理といった日常の運用と維持を分掌します。大学事務局の経理担当部門は財務管理として、予算作成・執行の確認や物品管理を担当し、適切な財政運営を支援します。

これらの部門連携により、教育研究活動を支える施設・設備は、適切な規模と階層的な職制（事務局長、部長、課長）のもとで効果的に維持・管理されています。

このように、事務組織は規程に基づき整備され、効率的な運営体制が構築されています。特

に、法人事務局によるモニタリング機能が強化され、適正な予算執行と内部牽制が確保されています。

基準IV-4 学生に対して、適切な履修指導、学修支援が行われるとともに、生活、進路、経済、ハラスメント等に関する相談・助言、支援等が適切に実施されていること。

【評価結果】 基準IV-4 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-4-1 履修指導、学修相談・助言が、学生の多様性（履修歴や実務経験の有無等）を踏まえて適切に行われていること。

- ・学生のニーズに応える履修指導・学修相談・助言等が行われていることを確認する。
- ・オンライン授業を行っている場合には、そのための履修指導の体制を組織として整備し、指導・助言が行われていることを確認する。
- ・ネットワークを活用した学修相談等、履修指導、学修支援が行われていることを確認する。
- ・長期にわたる教育課程の履修を認めている場合には、それを確認する。

進級する在学生に向けて、各年次の学修に関わる科目説明・履修指導を含むガイダンスが学務課職員および教員により毎年度末に実施されます。新入生に対しては、入学時のガイダンスにおいて、カリキュラムおよび臨地実務実習科目に関する説明や履修登録に関する説明が行われます。

1年次の学生については、第1学期終了時点で教員による個別面談が実施されます。この面談では、学生の「学びと振り返りシート」の内容をもとに、学修および生活の両面における相談対応や問題状況の早期発見に努めています。この個別面談をはじめ、教職員による学生からの相談・面談内容や対応は学務管理トータルシステム Campus Plan の「学生カルテ」機能により教職員間で共有され、指導・相談対応に反映されます。また、学生生活全般に対する「学生アンケート」が毎年度末に実施され、学修に対する満足度の調査が行われます。

学生の能力に応じた補習教育、補充教育、自主的な学修を促進するための支援体制が、学習支援センターに整備されています。学務部職員による非定期の面談が実施され、必要に応じて関係者に情報共有されます。学習支援センターは、専門科目の基礎知識や各種資格取得の支援を行い、学生の主体的な学修を推進しています。

キャリアセンターは、クリエイターの就職に向けたポートフォリオの添削や模擬面接など、学生の進路に特化した個別支援を行っています。

以上のように、学生の多様な状況（履修歴、実務経験、学力、進路等）を踏まえて、入学後の早期面談や学修不振者への個別支援、退学者対応（分析観点 I-2-1）まで一貫した修学支援が実施されています。

IV-4-2 学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制を整備し、必要な支援が行われていること。

- ・学生の生活、経済、進路に関する相談・助言体制の整備状況について確認する。
- ・生活支援等に関する相談や学修、健康、就職等進路に関する助言体制の整備および支援の実績・奨学金制度、入学科・授業料免除等の学生の経済面の援助に係る整備状況、当該窓口の周知状況および利用実績

経済支援としては、日本学生支援機構等の給付奨学金の案内のほか、資格奨学生制度や進級時奨学制度など大学独自の奨学金制度が設けられ、Campus Guide で周知されています。民間団体等への申し込みについて、大学内で選考が必要な場合には、学生委員会が審査し、必要な申請書類の確認や推薦書の作成などの支援も実施されています。資格奨学金規程に基づき、学内の学

費減免制度や資格奨学金制度の利用促進が図られるとともに、学外の奨学金への積極的な推薦も行われます。

生活支援は、早期発見・早期対話・早期アクションをモットーとしています。医務室には校医 1 名および看護師 1 名による健康管理体制が整備され、精神的な問題を抱える学生に対応されています。合理的配慮提供の法的義務化の対応のために、公認心理士が、スクールカウンセラーとして採用され、3 キャンパス間を移動しカウンセリングを行なっています。看護師も 3 キャンパスを巡回し、問題を抱える学生の相談に対応します。通院が必要な学生や現に通院している学生に対しては、スクールカウンセラーが、校医（非常勤）と連携して、面談を行なっています。

1 年次の学生に対して教員が実施している個別面談においても、日常生活の乱れや不安事項、交友関係の悩みについて聴取し、生活状況に関する問題の早期発見に努めています。これらの情報は「学生カルテ」によって教職員間で共有され、学生への指導や相談対応に反映されています。

IV-4-3 各種ハラスメントに関して、被害者または相談者の保護が確保された組織的な体制が構築されていること。

- ・各種ハラスメント対応の体制の整備状況について確認する。

ハラスメントの防止および対策等に関するガイドラインが制定されており、教職員向けハラスメント防止研修は毎年実施されます。すべての学生・教職員がハラスメントのない環境を享受する権利を保障する責任と義務を達成するために、人権委員会とハラスメント調査委員会が設置されています。

相談窓口は事務局に設けられ、専用の相談メールアドレスも公開されています。相談は原則として人権委員会に対応され、緊急時に学長が直接対処する場合でも事後に委員会へ通知されるなど、組織的な対応が確立されています。人権委員会は、ハラスメント防止宣言を行い、啓発・教育および教職員研修を通じて予防と全学的な意識向上に努めています。

以上より、被害者または相談者の保護が確保された設備等、組織的な体制が整備されています。

IV-4-4 障害のある学生、留学生、その他特別な支援を必要とする学生に対する支援体制が整備されていること。

- ・特別な支援を必要とする学生への学修支援の実施状況について確認する。
- ・障害のある学生に対する支援については、関係法令の趣旨を考慮して確認する。
- ・特別な支援が必要と考えられる学生が現在在籍していない場合でも、学修支援を行うことのできる状況にあるかについて確認する。

障害のある学生に対する学修支援については、「障がい学生支援規程および障がい学生支援の健康相談担当業務細則」が定められており、身体・精神・発達障害、難病などを持つ学生への支援が実施されています。健康相談担当には看護師、カウンセラー、公認心理師などの資格を持つ者が配置され、専門的な立場から健康管理や医療機関との連携を担っています。

留学生への学修支援としては、日本語能力に不安を抱える留学生に対して、希望者向けの日本語学習クラスが学習支援センターによって開講されます。また、留学生のために外国籍の助手を採用し、留学生増加に対応した体制が整備されています。

外国人留学生支援や障害学生の支援は、大学事務局の学務担当部門の分掌事項として組織的に対応されます。すべての教職員が、Web 学生カルテの学生相談履歴を参照・共有し、個々の学生の状況に応じた支援や総合的な相談対応が可能となっています。外国籍の助手が採用され、留学生増加に対応した体制が整備されており、特色があります。

基準IV-5 継続的な研究成果の創出に資する体制等が構築され機能していること。

【評価結果】 基準IV-5 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

IV-5-1 研究支援人材が適切に配置されていること。

・研究支援人材の配置状況について確認する。

研究推進・IR 課が、総務部に新設され（2022 年度）、研究推進と IR（インスティテューショナル・リサーチ）業務を一元的に担っています。同課職員は、認定リサーチ・アドミニストレーター（URA）の資格を取得し（2024 年）、研究支援人材の能力開発・向上に資する取り組みを担当しています。さらに、認定研究公正アドバイザーの資格取得を進めており、研究倫理教育や研究不正への体制整備など、研究公正の推進に資する専門的人材が配置されています。

研究推進・IR 課は、科学研究費助成事業（科研費）や省庁等の競争的研究費、民間研究助成金の獲得に向けた各種支援やセミナーを企画・実施し、外部研究資金の獲得支援等の研究費獲得支援業務を行っています。この他に、研究倫理教育（JSPS e-Learning 等）の受講管理、研究不正防止のための講習・コンプライアンス教育、および倫理委員会の運営を通じて研究支援業務を行っています。さらに、共同研究・受託研究の計画や協定書締結の支援、紀要・所報の発刊など学術成果の発信に関する業務も担っています。

以上の体制により、大学として研究活動を推進・支援するための専門人材と組織基盤が整備されています。

IV-5-2 継続的な研究成果の創出に資する体制等が構築され機能していること。

・助成金制度やパイアウト制度等、制度面の取組およびそれらの機能状況について確認する。

研究推進・IR 課には 3 名の研究支援人材が配置され、紀要刊行や科研費獲得のための支援、研究推進ポータルサイトの開設等を通じて、継続的な研究成果の創出に資する体制が整備されています。このことは科研費の獲得実績からも機能していることが窺えます。

顕著な実績を持つ教員が、学長特命補佐（研究推進担当）に任命（2022 年 1 月 1 日付）され、研究活動の活性化をトップダウンで進める体制が構築されています。科研費サポート体制として科研費サポートデスクが設置され、公募要領の提供から学部レビューによる研究計画調書の添削指導、電子申請のサポートまで、申請プロセス全体を支援するシステムが整備されています。

FD 研修会を通じて、科研費の申請スケジュールや「採択されやすい研究費申請の書き方」などの具体的なノウハウや事例（採択経験のある教員からの紹介）が全教員に共有されています。『イノベーション力研究所報』が刊行され、査読を経た研究論文が発信・蓄積される体制も整備されています。「研究推進ポータル」サイトが開設され、科研費の申請・執行、公募情報、研究倫理、セミナー情報など研究支援に必要な情報が一元的に集約・共有されています。

これらの支援体制のもと、2020 年度から 2025 年度にかけて基盤研究 C、挑戦的研究、若手研究など複数の種目で科研費が獲得されています。さらに、経済産業省「地域大学のインキュベーション・産学融合拠点の整備」に係る補助事業や文化庁「文化芸術活動基盤強化基金（クリエイター等支援事業）」に採択されて研究費・共同研究費が獲得されており、多様な外部資金の獲得が推進されています。

以上の内容を総合して、「領域Ⅳを満たしている。」と判断します。

領域Ⅳの基準について

【優れた点が確認できる取組】

- 特にありません。

【特色ある点】

- 経済産業省「地域大学のインキュベーション・産学融合拠点の整備」に係る補助事業や文化庁「文化芸術活動基盤強化基金（クリエイター等支援事業）」に採択されて研究費・共同研究費が獲得されています。
- 外国籍の助手が採用され、留学生増加に対応した体制が整備されています。

【改善が望ましい点】

- 定員未充足への改善努力の継続が望まれます。

【改善を要する点】

- 特にありません。

領域 V 内部質保証

基準 V-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制・手順が明確に規定され、適切に実施され、教育研究等の質の維持向上が図られていること。

【評価結果】 基準V-1を満たしている。

評価結果の根拠・理由

V-1-1 教育研究等の質および学生の学修成果の水準について、継続的に維持向上を図るための体制が整備されていること。

- ・自己点検・評価の実施に責任をもつ組織および責任者の役職名（最終的な責任者が学長であることを前提として、教育研究等の質保証に関して最終的な責任をもつ者）が定められていることを確認する。
- ・教育課程、入学者の受入れ、施設・設備、学生支援等について責任をもつ組織と、自己点検・評価の責任者との連携の状況を確認する。

内部質保証については、将来計画機構、内部質保証機構、学外評価委員会の3組織によって、教育研究等の質および学生の学修成果の水準の維持向上を継続的に図る体制が構築されています。具体的には、内部質保証機構が質保証活動の統括と検証、認証評価への対応、改善方策の提言を行なっています。評価委員会は内部質保証機構の下で、自己点検・評価の実施と報告書原案の作成を実施します。学外評価委員会は、自己点検・評価活動を第三者の立場で検証し、教育水準向上に資する提言を行ないます。将来計画機構は、長期・中期計画を策定し、質保証との整合性を図りながら大学の発展を推進しています。

これらの組織が連携し、計画（P）、実行（D）、点検・評価（C）、改善（A）のサイクルを回すことで、恒常的に質の向上を保証する体制が整備されています。

V-1-2 自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定され、具体的かつ客観的な指標・数値を用いて教育研究の実施状況や成果が分析されていること。

- ・自己点検・評価を実施するための評価項目が適切に設定されていることを確認する。
- ・自己点検・評価の実施にあたり、資格試験合格率、標準修業年限内卒業率、留年率等の具体的かつ客観的な指標・数値を用いて分析が行われていることを確認する。

教育研究の実施や成果に関する自己点検・評価は、機関別・分野別認証評価機関の公表している評価基準を参考に作成した10基準（章）の評価項目を用いて、2021年度から毎年実施され報告書として公表されています。これらの評価項目は適切に設定され、各項目について具体的かつ客観的な指標や数値を用いて、教育研究の実施状況やその成果が分析されています。

V-1-3 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に基づいて取組がなされ、実施された取組の効果が検証されていること。

- ・自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画について、実施状況および成果を確認する。

自己点検・評価で指摘された課題に対して、内部質保証機構が改善実施を指示し、各実務部門がこの指示に基づき取り組みを実行します（Action/Do）。効果の検証（Check）は「自己点検・評価及び改善結果報告」として内部質保証機構へフィードバックされます。具体的成果の一例として、入試広報活動では年内の出願者数と最終の入学予定者数の相関を分析し、次年度の課題設定に活用されています。この体制とプロセスは評価項目にも明確に規定されており、継続的な質改善が図られています。

以上より、自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に基づいて取り

組みが行われ、実施された取組の効果が検証される体制が整っています。

基準 V-2 教育研究活動等に関する情報が適切に公表され、説明責任が果たされているとともに、社会からのフィードバックが教育研究等の質の維持向上に活かされていること。

【評価結果】 基準 V-2 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

V-2-1 法令等が公表を求める事項が公表されていること。

- ・教育課程の目的、学位授与方針、教育課程方針および学生受入方針、その他法令が定める教育研究等についての情報を社会に対し、刊行物の配布・ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

法令等が公表を求める事項（学校教育法施行規則第 172 条の 2 等）について、適切に公表が履行されています。公表されている主な事項は以下の通りです。

- ・教育情報：「3つのポリシー（アドミッション、カリキュラム、ディプロマ）」、「授業科目・シラバス、成績評価基準、進路情報」
- ・組織・財務：「教員組織、学生定員・在籍者数」「財務情報（貸借対照表、収支計算書等）」
- ・その他：「自己点検・評価報告書や認証評価の結果」

これらの情報は、ホームページに加え、研究センターや学部紀要等を通じて広く発信されています。

V-2-2 社会からのフィードバックを教育研究等の質の維持向上に資する体制が整備され機能していること。

- ・情報の公表に対する社会の反応を分析して、教育研究等の質の維持向上に資する体制を確認する。
- ・その体制が機能した事例を確認する。

教育課程連携協議会および研究成果の公表を中心に、社会からのフィードバックを教育研究の質向上に活かす体制が整備され、機能しています。

教育課程連携協議会は、2025 年度からの新カリキュラム策定にあたり、参画している各関連業界等のステークホルダーから意見を反映しています。研究成果の公表については、学部紀要（『視聴覚物語芸術研究』）や大学年報を発行し、教職員の研究成果や社会連携の取り組みを社会に公開しています。

以上から、社会からのフィードバックを教育研究等の質の維持・向上に資する体制が整備されています。各種情報公開に対する社会からの反応についても、全学的な収集体制が構築されています。

基準 V-3 教育課程の教育に資する研究のあり方を踏まえて、アニメ・マンガ関連の学術的研究、アニメ・マンガに関する知識・技能の充実や刷新を伴う実務に基づいた研究に継続的に取り組み、教員の質が確保されていること。さらに教育研究活動等を支援・補助する者を含めて、それらの質の維持向上が図られていること。

【評価結果】 基準 V-3 を満たしている。

評価結果の根拠・理由

V-3-1 教員の任用および昇任等にあたって、アニメ・マンガ関連の教育研究上または実務上の知識、能力および実績に関する判断の方法等が明確に定められ、実際にその方法によって任用、昇任させていること。

- ・教員の任用や昇任等の際し、職階ごとに求める教育上、研究上、社会貢献または実務上の知識、能力または実績の基準が定められていることを確認する。
- ・採用・昇任時の教育上の指導能力に関する評価の実施状況を確認する。
- ・教員の担当する授業科目が、各教員の知識、能力、実績等に応じて決定されていることを確認する。

教員の募集・採用・昇任に関わる基準および手続きは、教員選考規程に定められています。教員の任用および昇任にあたっては、アニメ・マンガ関連の教育研究上または実務上の知識、能力および実績に関する判断方法が定められており、実際にその方法によって任用・昇任が行われます。

採用・昇任に際しては、教員選考委員会が書類審査および面接・模擬授業等を実施し、履歴書・業績書等の個人調書や面接チェック表等の資料に基づいて、客観的かつ総合的に任用の適否を審議します。昇任時の「昇任書類選考チェック表」や「専任教員昇任の目安」には「アニメ・マンガ学部」の教員に対する評価項目が設けられています。

昇任審査では、「アニメ・マンガの専門知識・技術に裏付けられた教育実績」や「実務家教員としての実務経験・実務能力を活かした社会実践（実務上の実績）」を優れた実績とする判断基準が定められています。

以上より、専門職大学としてアニメ・マンガ分野の教育研究上または実務上の知識、能力、実績が任用・昇任の判断において重視されます。

V-3-2 教員の教育研究活動等および教育上の指導能力に関する評価を継続的に実施し、それによって把握された事項に対して適切な取組が行われていること。

- ・教員の教育研究活動等および教育上の指導能力に関する評価の継続的（定期的）な実施について、規則等で規定していることを確認する。
- ・教員の教育研究活動等に関する業績評価、給与等への反映状況を確認する。

教員の資質向上と教育研究活動の改善を目的とした「業績評価」が実施されます。評価は「教育」「研究活動」「社会実践」「組織運営」「自己研鑽」の5つの視点から行われ、専門職大学特有の社会実践を含む多角的な活動実績が対象となります。

教員は、年度初めに目標を設定し、年度末に実績を報告します。評価結果は年俸決定や任期更新に反映されるシステムであり、個別フィードバックにも活用されます。学長や学部長らによる面談では、達成度や重点課題が伝達され、「教員面談記録」として改善に向けた行動計画が記録されます。

この仕組みにより、評価が教員の能力開発と大学運営の質の維持・向上に繋がっています。

V-3-3 授業の内容および方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が組織的に実施されていること。

- ・FDの実施内容・方法（教育方法等の研究・研修、教員相互の授業参観等）および実施状況（教員参加状況や参加による効果を含む。）を確認する。FDの実施にあたっては、教育課程方針に則した授業および成績評価が実施されるよう、成績評価基準の内容や各授業科目の到達目標についての認識の共通化が図られていることを確認する。

授業の内容および方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）が組織的に実施されます。参加状況の資料によると、参加者が全教員数の60%台にとどまっている場合が散見されますため、より多くの教員の参加を促す取り組みが期待されます。

FD活動は、FD・SD委員会によって組織的かつ継続的に実施されます。FD研修は、教育方法の改善、専門職教育の深化、学生指導・支援など多岐にわたるテーマで計画され、教員の教育上の

指導能力の向上が図られています。活動への参加は、教員の「業績評価」の「自己研鑽」ドメインに組み込まれており、評価と改善が連動しています。評価結果は、学長や学部長らによる個別面談で改善指導としてフィードバックされ、「教員面談記録」に行動計画が記録されています。この仕組みにより、FD活動が教員の資質向上と教育の質改善に結びついています。

V-3-4 教育支援者や指導補助者に対して、質の維持向上を図る取組が組織的に実施されていること。

- ・授業担当者と指導補助者との役割分担について確認する。
- ・教育支援者および指導補助者に対する研修等の方針、内容・方法および実施状況等を確認する。
- *スタッフ・ディベロップメント (SD) については、基準IV-4で確認する。

教育支援者および指導補助者である助手に対して、メンター制、チーム制、フォロー面談、研修等の受講を通して質の維持・向上を図る取り組みが組織的に実施されています。研修内容は、職務に応じた「基本スキル系」「専門スキル系」「意識啓発系」の3系統で実施されます。なお、スタッフ・ディベロップメント (SD) は、事務職員、助手 (指導補助者)、派遣社員など教育支援に関わる全職員を対象とします。

助手に対しては、臨地実務実習の連絡・調整業務に関するOJTが行われるなど、専門職大学のニーズに合わせた指導が実施されます。この研修に加え、教員による助手への指導や職員の自己啓発費用の援助など、自発的な能力開発を支援する仕組みも整備されています。これにより、助手が教育・研究の補助を通じて実践的経験を積み、将来の教育者・研究者として成長できる仕組みが整えられています。

以上より、メンター制やチーム制の導入、個別面談や外部研修の活用など、多面的な支援体制が構築されており、人的資源の育成と組織全体の質向上に寄与しています。

以上の内容を総合して、「領域Vを満たしている。」と判断します。

領域Vの基準について

【優れた点が確認できる取組】

- 特にありません。

【特色ある点】

- 特にありません。

【改善が望ましい点】

- 特にありません。

【改善を要する点】

- 特にありません。

Ⅲ 意見申立ておよびその対応

この分野別認証評価報告書に対して、開志専門職大学からの意見申立ては、ありませんでした。

【別紙】 認証評価委員会

令和7年度 開志専門職大学 評価チーム

氏名	経 歴
○渋井 進	大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 教授
中谷 日出	東京国際工科専門職大学 教授、グッドデザインフェロー（日本デザイン振興会）、日本記者クラブ(科学芸術担当)
川口 昭彦	一般社団法人専門職高等教育質保証機構 代表理事
織田 竜輔	教育テック大学院大学 事務局長
公野 勉	文京学院大学 教授
塚本 晴二郎	日本大学法学部新聞学科教授、日本大学大学院新聞学研究科教授、日本出版学会理事・博士（コミュニケーション学）

○は評価委員会委員長

事務局：一般社団法人専門職高等教育質保証機構

宮川 淳、杉田 直子

IV 参考資料

1.大学の概要

概要					
学校名	学校法人新潟総合学院 開志専門職大学				
所在地	〒950-0914 新潟県新潟市中央区紫竹山6丁目3番5号（紫竹山キャンパス） 〒951-8063 新潟県新潟市中央区古町通7番町1010番地（古町ルフルキャンパス） 〒951-8063 新潟県新潟市中央区古町通5番町596-1（アニメ・マンガ図書館）				
設置学部・学科・コース等の情報（令和7年 5月1日現在）					
学部・学科・コース等の名称	学生数 (人)	専任 教員数	実務家 教員数 (内数)	分野	関係法令等の名称
アニメ・マンガ学部 アニメ・マンガ学科	237	18	14	アニメ・マンガ分野	専門職大学設置基準

2.大学の目的および特徴

目的
<p>学校法人新潟総合学院・開志専門職大学（以下、本学）は「開志専門職大学の建学の精神」として、「①自学「教育を受ける」にとどまらず、自ら課題を設定し、自ら学ぶ人間になる。②挑戦 指示待ち人間ではなく、自らの判断で一歩前に踏み出す勇気のある人間を目指す。③創造 物事の大小を問わず、それぞれの分野、職業で独創性、創造性を発揮する人材となる。④貢献 地域、日本、世界で活躍し、社会の発展に貢献する人間となる」の4点を掲げている（資料0-1-①）。この建学の精神に基づき、本学はその目的を学則第1条において「教育基本法及び学校教育法の精神に基づき、専門分野における高度で実践的な専門性を身に付けると同時に、変化に対応する能力や生涯にわたり学び続ける力を備え、創造力と実践力をもって、新たな価値の創造を先導する人材を育成することにより、地域、日本、世界の発展に寄与すること」として定めている（資料0-1-②）。上記の大学の理念・目的に従い、アニメ・マンガ学部は設置認可申請書類において、学部としての教育上の「目的」及び「養成する人材」を次のように設定している（資料0-1-③、資料0-1-④）。「目的」については、「アニメ・マンガ分野の専門的な知識と技術及び技能の定着と実践力の深化を図り、実社会や職業とのかかわりを通して、高い職業意識や職業観と規範意識、人間関係力に根ざした実践力を高めるとともに、アニメ・マンガ分野を探究する思考力を身に付け、日本のアニメ・マンガ分野の作品の質、文化的・学問的水準、産業的価値の向上に活用できる創造的な能力を育てる」こととしている。また「養成する人材」としては、「職業人としての人間性と教養を身に付け、アニメ・マンガ分野を支える基礎知識と技能、それらに裏付けられたより高度かつ専門的な知識と制作技術にもとづく実践力を有することに加え、他分野の物語芸術を探究することや、作品の企画から制作までを俯瞰できる企画プロデュース能力及び商業的価値を活かすことで、日本のアニメ・マンガ分野の作品の質、文化的・学問的水準、産業的価値を向上させることに貢献できる人材」を学部において養成するものと設定している。</p> <p>【根拠資料・データ】 資料0-1-①：Campus Guide2025巻頭 資料0-1-②：開志専門職大学学則（第1条） 資料0-1-③：設置の趣旨等を記載した書類(アニメ・マンガ学部) pp.8-9 資料0-1-④：学部及び学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的</p>

特 徴

本学アニメ・マンガ学部は、アニメ・マンガを相互に影響を与えあって発展してきた分野として位置づけ、「物語」「キャラクター」「技法」という要素が不可分に関係しあっている物語表現コンテンツという大きな枠組みのなかで、この「アニメ・マンガ分野」に共通する知識・理論・技術を身に付けた人材を養成しようという点にその特徴がある（資料0-2-①）。また、そのようなアニメ・マンガ分野を支える共通の知識・理論・技術を持った人材養成のために、固有の表現に没入する作り手と、作品の演出および制作進行を俯瞰して見ることのできるプロデューサー、そして研究者とが、それぞれの視点から教員として効果的に連携できるように学部として努めている。アニメ・マンガ作品の制作技術の研鑽と制作そのものを通して、作り手としての技術力、プロデュース能力、研究能力という役割の異なる能力を得意とする三者の連携による人材育成を行うことができる、アカデミックな拠点を研究教育の場として形成してきたことも本学部の特色として挙げられる（資料0-2-①）。これにより、制作現場で求められる技術を高度なレベルで理解し身に付けたクリエイターや、研究・企画力を備えたクリエイティブ専門職の人材を育成することができる。

そのために教育課程編成上の特色として、本学アニメ・マンガ学部では、アニメ・マンガ分野に係わる芸術表現上の位置付けを理解し、両分野を支える基礎となる幅広い知識、技能について論理的に理解し、アニメ・マンガ分野を探究する思考力を身に付けるとともに、実務に則した技術力の研鑽を図り、アニメ・マンガの作品制作において新たに価値を創造する技術者を育成することを主眼において教育研究を行っている。そのために職業専門科目として、アニメ・マンガ両分野の基礎理論と研究や映像理論、脚本、作画技法などを学修することとしている（資料0-2-①、資料0-2-②）。

加えて、アニメ・マンガ分野に関する理論に裏付けられた専門的知識と専門的な制作技術をもとに、実務に則した技術を修得する中で、分野を支える基礎的な知識、技能の実証を行い、創作に必要な実践的能力を身に付けるために、アニメ、マンガ、キャラクターデザインの表現基礎を必修として学修し、その後、アニメ技術、マンガ技術、キャラクターデザイン技術と学生の希望により選択し、それぞれの分野において実践的な表現技術力を向上させることとしている（資料0-2-①、資料0-2-②）。また教育課程の編成には、教育課程連携協議会等を通じて産業界・地域の専門家の意見も反映され、実務との接続を重視している。

こうした、本学アニメ・マンガ学部の特色である「アニメ・マンガ分野」の位置づけと、この分野における高度な専門職人材養成の上で必要とされる知識・技術教育のありかたについては、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）にも反映され定められている（資料0-2-③）。

【根拠資料・データ】

資料0-2-①：設置の趣旨等を記載した書類(アニメ・マンガ学部) pp.9-17

資料0-2-②：開志専門職大学アニメ・マンガ学部カリキュラム体系図

資料0-2-③：Campus Guide 2025 p.29「学位授与の方針(DP)、教育課程編成の方針(CP)」

3 領域ごとの自己評価結果概要

領域Ⅰ

開志専門職大学アニメ・マンガ学部は、その教育課程の目的および養成する人材像として「日本のアニメ・マンガ分野の作品の質、文化的・学問的水準、産業的価値の向上」に貢献できる創造的な能力を持った人材を育てることを明記している。この目的および養成する人材像に基づく教育活動について、学部完成年度である2024年度におけるGPA分布、授業評価アンケート・学生アンケート、および第1期卒業生の進路をもとに評価した。GPA分布ではGPA3層を中心にGPA2以上の層が90%以上となっており、科目学修成果は一定水準にある。またアンケート結果では個々の講義への満足度はどの学年も80%以上であった。第1期卒業生32人のうち求職者29人の就職率は100%であり、うちクリエイティブ系総合職就職者は52%であった。以上から、領域Ⅰの基準を満たしていると判断する。

領域Ⅱ

教育課程および教育方法については、専門職大学設置基準および指定規則に基づき設定され、授業科目および科目群別の必要単位数も適正に定められている。カリキュラムは「学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」と「教育課程編成の方針（カリキュラム・ポリシー）」に従い段階的な学修となるよう設計され、カリキュラム体系図として示すとともに、学生へも周知している。授業期間等を学則に定めるとともにGPA制およびCAP制を導入し、単位の実質化と学修成果の明確化に配慮している。成績評価基準は細則に定めて学生へ周知し、個別の授業シラバスで明記している。卒業認定は学則に即して教授会で審議し実施している。臨地実務実習については委員会を置き、その実施について点検を行なっている。また教育課程連携協議会を適切に開催し、2025年度以降の新カリキュラムへその意見を反映している。以上から、領域Ⅱの基準を満たしていると判断する。

領域Ⅲ

教育研究組織については各種組織規程・委員会規程に基づき、教授会・事務組織・委員会が適正に設置されている。また専門職大学設置基準上の必要専任教員数を満たす当該専門分野の専任研究者教員および専任実務家教員が配置されている。教職協働体制として各種委員会には教員および事務職員が専任され、連携して管理運営を行なっている。委員会についてはその事務内容を所掌する事務組織を規程で定め、役割分担を適切に実施している。FD・SD委員会により、教職員の能力の質を向上へと寄与するためのFD・SD研修会が実施されている。以上から、領域Ⅲの基準を満たしていると判断する。

領域Ⅳ

教育研究環境を支える施設・設備については、必要な教室数および設備、ICT環境、自主的学修環境を備えており、耐震性・安全性の面でも問題なく、適切な学修環境となっている。学生への履修指導・学修支援についても、教職員の連携による相談・助言体制が構築されており、経済支援施策やハラスメント防止施策も実施されている。研究成果創出に資する体制として、研究推進・IR課に研究支援人材が配置されるとともに、研究成果発信媒体として学部紀要が2023年度より刊行されている。入学者選抜については明記されたアドミッション・ポリシーに基づき、適正な体制のもとで入学試験を実施している。入学者については収容率74.1%と充足していないが、在籍者数の適正化へ向けて広報など改善の取り組みを展開しており、入学者数および合格者中の入学率は年々上昇している。以上から、領域Ⅳの基準を満たしていると判断する。

領域V

内部質保証については、各種組織規程に基づき将来計画機構、内部質保証機構、学外評価委員会を設け、そして内部質保証機構のもとに自己点検評価委員会を設置することで、内部質保証のためのPDCAサイクルを確立するための体制を整備している。この内部質保証体制のもとで、自己点検評価報告書を毎年作成・公開し、年度ごとの自己点検と改善を図っている。また、他にも法令で定められた情報等は大学ホームページ上「情報公開」内で公開している。教員の任用・昇任・評価等にあたっては、規程に基づく手続きによって実施している。またFD・SD研修会の実施や助手に対するメンター制・チーム制の導入等により、質の維持・向上を図る組織的取り組みが継続的に実施されている。以上から、領域Vの基準を満たしていると判断する。

詳細は大学ホームページ 「情報公開」 をご覧ください。

<https://kaishi-pu.ac.jp/openinfo/tenken>